

して、両者の関係の透明性を確保するため、また、要請が執行部に対する不当な圧力となることを防ぐために、要請の概要を記録した文書を作成するよう市長等に対して求めることとしています。

（一問一答による質疑応答及び反問権）

第15条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答の方式で行うものとする。

【解説】
第15条には、一問一答による質疑応答及び反問権について定めています。

第1項の「一問一答方式」とは、質疑し、これに答弁し、次いで質疑、答弁という形式で同一質問者と答弁者の間で問答を続けること

をいいます。この方式により、質疑と応答の正確度を高めることができ、笠岡市議会では、既に平成19年3月定例会から実施しています。

第2項には、市長等執行部の、議員の質問に対する反問権を定めます。法令では、市長等が議場に出席するのは「議会審議に必要な説明のため」とし、議員に対する逆質問を認めていませんが、反問権の規定により、質問の質の向上と論点の明確化とを図ることとしています。

（政策等の監視及び評価）

第16条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）を含む

議案が提出されたときは、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景又は提案に至る経緯

- (2) 他の政策案等との比較検討

- (3) 笠岡市総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 重要な政策等の実施に係る財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、予算又は決算の内容を明らかにするために必要な書類の作成を求めるものとする。

【解説】

第16条には、政策等の監視及び評価について定めています。

議案の議決に際しては、その議決により市民生活がどのような影響を受けるかを明らかにすることが大切です。そのため、第1項では、執行部から重要案件が提出されたときには、各号に定める項目の説明を求め、政策等を監視することとしています。

予算・決算に関する議案が市長から議会に提出される際には、法令に定める説

明書類が併せて提出されているところですが、内容を明らかにするために必要な書類があるときには、その作成を求めることを第2項において定めています。

（議会が求める報告及び資料の要求）

第17条 議会は、市長等に対し、笠岡市総合計画を実現するための長期的で重要な計画の策定及び審議会等の開催状況の概要の報告を求めるものとする。

2 議会は、市長等に対し、必要に応じて審議会等の資料の提出を求めるものとする。

【解説】

第17条には、議会が求める報告及び資料の要求について定めています。

市は、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合計画を定め、これに即して市の事務を行なうこととしています。第1項では、議会が、この総合計画を実現するための重要な

計画の策定状況等の報告を求めることにより、計画に多様な意見を反映させようとするものです。

同じ趣旨により、第2項では、市長等執行機関が行政執行の前提として設置する各種審議会等についても、資料の提出を求めることとしています。

（議決事件の追加）

第18条 地方自治法第96条第2項に規定する議決事件の追加については、別に条例で定める。

【解説】

第18条には、議決事件の追加について定めています。

議会の議決権は、条例を設け又は改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること等地方自治法に制限列挙されているところですが、この条では、他に議会の意思を反映させるべき事件が生じたときには、これを議決すべきものとして追加することを明らかにしています。